

小規模派遣元事業主の暫定的な配慮措置

<input type="checkbox"/> 法第7条1項第4号 当該事業を的確に遂行するに 足りる能力を有すること		労働者派遣事業		
		法人/個人	小規模派遣元事業主への 暫定的な配慮措置(法人/個人)	
事業規模		—	中小企業事業主	
事業所数			1つの事業所のみ	
常時雇用している派遣労働者数			10人以下	5人以下
適用期間			当分の間	3年間
新規/更新時 財産的基礎			基準資産額	$\geq 2.000\text{万} \times \text{派遣事業所数}$
		基準資産額	$\geq \text{負債}1/7$	$\geq \text{負債}1/7$ $\geq \text{負債}1/7$
		現預金	$\geq 1.500\text{万} \times \text{派遣事業所数}$	$\geq 800\text{万}$ $\geq 400\text{万}$
緩和措置の誓約書【様式第16号】		—	1,000万以上用	500万以上用
派遣労働者数の報告【様式第17号】			当分の間	3年間の暫定措置
許可有効期間		新設	3年	
		更新	5年	
登録免許税(領収証書)		9万円		
申請手数料 (収入印紙)		新設	$12\text{万} + (5.5\text{万} \times \text{事業所数} - 1)$	
		更新	$5.5\text{万円} \times \text{事業所数}$	

○中小企業に該当する企業

産業分類	中小企業の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人